

埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務特記仕様書

1 業務名

埼玉県警察本部庁舎再整備検討支援業務委託契約

2 業務の目的

現在、埼玉県においては、県庁舎再整備に向けた検討が進んでいるところ、再整備の一環として警察本部独立庁舎化についても検討が行われている。警察本部庁舎にあっては、県民の安全・安心を確保する観点から、高度なセキュリティが確保され、各種警察活動の拠点としての役割を果たす機能的な庁舎であることが求められる。

警察本部庁舎整備の検討においては、分散化した警察本部機能の集約、執務室機能や特殊機能等の導入機能の在り方及び高度なセキュリティの確保を検討する上で、DX（デジタルトランスフォーメーション）技術の活用など、社会的な変化を踏まえつつ、新たな視点での検討が必要である。

こうしたことを踏まえ、警察本部庁舎再整備検討支援を目的に本業務を委託する。

3 業務対象

埼玉県警察本部庁舎

4 履行期間

令和8年7月1日から令和10年3月31日（令和8年度、9年度の2か年）

5 業務内容

本業務の目的を踏まえた委託内容は次のとおりとする。

(1) 基本理念等の提案（令和8年度予定業務）

現在、県で検討を進めている県庁舎再整備との連動性、合同庁舎から独立庁舎への変化や警察庁舎の特有性を踏まえた庁舎の在り方等を検討していく上で、現状と課題等を整理するに当たり、専門的見地に基づく助言等の支援を行う。

ア 基本理念、基本方針の検討

基本理念、基本方針の検討においては、警察本部庁舎整備において参考となる事例等の情報収集及び専門的見地に基づく助言等の支援を行う。

イ 導入機能、性能等の検討

(ア) 警察本部庁舎特有の機能や施設の耐震及び環境性能、災害等への対応に関して、「各性能のクライテリアの整理」、「導入機能ゾーニング図の作成」、「導入機能断面構成図作成」を行うなど、基本構想素案ベースの検討を行う。

(イ) 警察本部庁舎に導入することを想定している下表の項目について、DXに伴う働き方の変化とオフィス変革を踏まえ、参考事例等の情報収集や専門的見地に基づく検討及び提案を行う。

1 女性に配慮した環境	5 耐災害対策
2 多様性に配慮した環境	6 執務環境のスリム化
3 県民サービスの向上	7 福利厚生機能の向上
4 セキュリティ対策	8 その他働き方改革に寄与する事項

(ウ) 事例や情報収集は写真や資料形式にて行う。

【執務機能の検討】

執務スペースや会議スペース等のレイアウトや機能の在り方について、DX（デジタルトランスフォーメーション）技術の活用やスペースのフレキシブル性能、執務スペースの配置と動線の在り方等、多角的な視点から無駄なく実効性のある執務機能が構築できるように検討及び提案を行う。

【特殊機能、性能等の検討】

新たな導入機能や連携・拡充すべき機能、性能等は、他都道府県における情報収集を行うほか、施設の耐震性能（災害対策機能）、環境配慮性能、セキュリティ機能、その他必要と思われる機能に関して検討及び提案を行う。

ウ 概算事業費の検討

整備に係る事業費を精査し、概算費用を算出する。

エ 整備スケジュールの整理

整備スケジュールをそれぞれの事業手法別に整理する。

オ 提案報告（中間）

8月～10月の間に提案報告を行う。

カ 提案報告（年度最終）

3月に提案報告を行う。

(2) 基本構想・基本計画の策定（令和9年度予定）

ア 基本構想の作成

令和8年度の検討結果を踏まえ、新庁舎に係る基本構想を作成する。

イ 導入機能の整理

令和8年度の検討結果を踏まえ、警察本部機能の集約、執務室機能や特殊機能などの導入機能の在り方について、具体的に整理する。

ウ 施設計画の検討

基本設計に必要な基本となる配置計画等、諸条件を整理し、概略計画（モデルプラン）の検討を行う。

なお、諸条件とは、配置計画、動線計画、平面計画、断面計画、外構計画、景観計画、構造計画、設備計画、環境計画、ユニバーサルデザイン計画、BCP計画、災害対策計画及びセキュリティ計画とする。諸条件の整理に当たっては令和8年度の検討結果を踏まえた内容とすること。

エ 施設規模の検討

令和8年度の検討結果及び令和9年度検討を踏まえ、庁舎の施設規模を精査する。また、各フロアの施設概要図を作成するとともに、参考資料として敷地計画を含むイメージ図を作成する。

オ 事業費の検討

これまでの検討経過を踏まえ、新庁舎の整備に係る事業費を精査する。

カ 整備スケジュールの検討

これまでの検討経過を踏まえ、整備スケジュールを整理する。

キ 事業手法の整理及び評価

官民連携も含めた整備及び管理手法について、検討結果を踏まえ、複数の事業スキーム案を検討し、それぞれの特徴や課題等を整理した上で、適した事業手法について提案する。

1 事業手法の整理	これまでの検討経過を踏まえ、事業手法を整理する。
2 定性評価	各事業手法について定性評価を行う。
3 サウンディング調査	各事業手法に関する意見、本事業への参画の可能性等について、民間事業者に対してサウンディング調査を行う。
4 定量評価	各事業手法についてVFMを算出し、定量評価を行う。
5 総合評価	1～4の結果を踏まえて、事業手法を総合的に評価する。

ク 基本計画の作成

令和8年度及び9年度の検討結果、基本構想及び委託者が提供する資料等をまとめ、基本計画を作成する。

ケ 提案報告

基本構想の作成、基本計画（中間（基本計画部分）、中間（基本計画作成））について提案報告を行う。

6 成果物

(1) 成果物の提出

本業務の成果物は次のとおりとする。

令和9年度

基本構想・基本計画（資料編含む）：A4版（Microsoft Word等）の電子データ

※ 本業務における調査分析内容、各種協議・ヒアリング内容、事業方針検討資料、各種作成資料等をまとめた報告書の電子データ（Microsoft PowerPoint、Microsoft Word又はMicrosoft Excel）も成果物として提出すること。

(2) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、全て委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

7 再委託について

(1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

8 機密保持

(1) 本業務における提案、検討、調査及び成果の内容など一切の情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととし、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 業務遂行上必要がある資料については、その都度、委託者との協議により受託者に提供又は貸与するものとし、提供資料（以下「機密資料」という。）については、委託者の許可なしで複写・複製を禁ずるとともに、本契約の終了後、直ちに委託者に返還すること。また、機密資料の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととし、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払限度額は令和8年度：11,000千円、令和9年度：66,000千円とする。
- (2) 受託者は、委託者の検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。

10 留意事項

- (1) 受託者は、法令はもとより、本県の条例、規則、規程等を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう本業務委託を誠実に遂行すること。
また、業務に当たっては、積極的な提案を委託者に対して行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託遂行に当たっては、上記の指示事項その他の必要要件について十分協議を行うとともに、委託者の指示を受けること。また、本業務内容は必要と思われる最低限の事項を示したものであり、その他本業務に必要と判断するものについては、速やかに委託者と協議の上、対応を図ること。
- (3) 受託者が報告書等作成のための作業環境及び必要な経費は、受託者が準備すること。ただし、受託者が必要に応じて警察本部庁舎内で作業や会議、打合せを行う場合には、可能な限り委託者がこれを準備する。
- (4) 業務の処理
 - ア 受託者は、「実施工程表」を作成し、監督員の承諾を受けること。
 - イ 受託者は、適宜、業務の進捗状況等について監督員に報告を行うとともに、監督員その他関係者との十分な打合せ（月2回程度を想定）を行うこと。
- (5) 受託者は、成果物に瑕疵が見つかった場合には、本委託業務完了後においても速やかに委託者の指示に基づき、関係資料等の改正を行わなければならない。なお、同改正作業に要する費用は、全て受託者の負担によるものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務完了後であっても、本契約の範囲内における委託者の問合せ等に応じるものとする。
- (7) 受託者は、本契約期間中において、委託者の執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）に常時連絡が可能な体制とすること。
- (8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ア 本業務において暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に協力すること。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - イ アにより警察に通報又は捜査に協力した場合には、速やかにその内容を記載した書面により委託者に報告すること。
 - ウ ア及びイの行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - エ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

11 その他

- (1) 納入成果物を始めとした全ての提出物及び会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。
- (2) 本業務委託の関係者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、委託者の意思を正確に把握可能な者とする。